

議員提出議案の概要及び処理結果

6月定例会では、意見書5件、決議2件がそれぞれ提出されました。その要旨と議決結果は次のとおりとなっております。

沖縄県知事の尖閣諸島に関する問題発言に対する抗議及びその撤回を求める抗議決議

沖縄県石垣市の行政区域である尖閣諸島は、明治28年日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

中国公船は日常的に領海侵犯を繰り返し、尖閣諸島周辺海域での漁労を行う漁船を追尾し、領海から追い出す行為は漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。日本の領海で操業する漁船を威嚇する中国に断固抗議すべきである。玉城沖縄県知事は、このことについて5月31日の定例記

者会見の席上、「中国公船がパ

トロールしているので故意に刺激するようなことは控えないければならない」と発言している。

日本の領域内で漁労することが、なぜ中国を刺激することになるのか、はなはだ憤りを感じざるを得ないのである。玉城沖縄県知事にとって尖閣諸島周辺海域は日本の領海ではないとの認識なのか、という疑念を払拭できないのである。

尖閣諸島は日本の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域であることを明確に示すことが、沖縄県民の生命財産を守り、安心安全を取り戻すための最善の方策であることは明らかである。

よって、当市議会は、玉城沖縄県知事の尖閣諸島が日本の領土でないかのような発言の撤回を求めるとともに、日本の漁民が安心して操業できる最善の方策を示すよう強く抗議する。

○提出先 沖縄県知事

(結果) 賛成多数で可決

石垣市議会解散に関する決議

6月定例会の一般質問の最中に議会の解散を求める動議が提出されました。その日の一般質問終了後の本会議で直ちに採決され、「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」が規定する議員数の4分の3の出席、その5分の4以上の賛成の特別多数に達しなかったため否決となりました。

(結果) 賛成少数で否決

米軍普天間飛行場の辺野古移設の促進を求める意見書

宜野湾市の市域面積の約25パーセントを占め、「世界一危険な飛行場」と言われる普天間飛行場は、戦後74年の長きにわたり、宜野湾市の中央に存在し、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民の生活環境に大きな負担を強いていることに加え、効率的なまちづくりを進める上で阻害要因となっており、経済活動にも影響を及ぼしている等、宜野湾

市民の基地負担はすでに限界に達している。一日も早い普天間飛行場の危険性除去は宜野湾市民はもとより、沖縄県民の切なる願いである。

現在、日米両政府による「沖縄に関する特別行動委員会」合意に基づき、普天間飛行場の名護市辺野古地区キャンプ・シュワブへの移転統合が日本政府によって進められているが、当市議会はこの方法こそ普天間飛行場の一日も早い「危険性除去」の方法であると心から確信している。

そのことは「宜野湾市民の安全な生活を守る会」が平成28年10月に行った翁長雄志前知事の「辺野古埋立て承認取消訴訟」の無効を主張して提訴したことを支持する署名活動において、宜野湾市民2万人余が署名したこと、また平成25年8月に「基地統合縮小実現県民の会」が行った普天間飛行場の辺野古移設と経済振興を求める署名が3か月間の短期間で7万3491筆集まったことに現れている。

普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、同飛行場の辺野古キャンプ・シュワブへの移設・統合が必要である。

よって当市議会は左記のことを強く要請する。

記

1 普天間飛行場の危険性を除去し宜野湾市民の74年間もの苦労を一日も早く解消すること。

2 その具体的方法として現在、唯一、示され実行されている辺野古キャンプ・シュワブへの移転・統合を推進すること。

3 日本の安全保障を確保するため、当市行政区域である尖閣諸島を含む、厳しい安全保障環境に置かれている先島諸島周辺の平和と安定を維持するため、日米安全保障条約を推進するとともに、一定の基地負担を負わざるを得ない沖縄県において、さらなる基地の整理縮小を求めること。

○提出先 衆議院議長
参議院議長、内閣総理大臣
内閣官房長官、外務大臣
防衛大臣、国土交通大臣
内閣府特命担当大臣

(結果) 賛成多数で可決